

インボイス制度導入により事業環境変化の影響を受ける中小・小規模事業者の皆さま

「インボイス制度の実務対策セミナー」

インボイス制度を理解しないと取引先からの取引見直しや税負担の増加につながるかも!?

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

当制度が始まることにより、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書・領収書に必要事項を記載する等の対応が必要となり、すでに令和3年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始されています。

仕入先や発注先が免税事業者の場合は、仕入控除ができなくなるなど、課税事業者の方だけでなく、免税事業者を含む全ての事業者の方に影響があります。そのため、自社だけの対応にとどまらず自社と関連している事業所全部が関連してくる制度です。（税と事務負担の軽減措置もございます）制度が始まっても困らないために今から実務対策の準備を進めましょう。

- ・開催日時 令和5年6月9日（金） 14時～16時
- ・会場 熊野商工会議所2階 研修室
- ・対象者 中小・小規模事業者
- ・受講料 無料
- ・定員 20名（定員になり次第締切とさせていただきます。）
- ・講師 久保陽資税理士事務所 税理士 久保 陽資 氏
- ・申込方法 下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申込み下さい。
- ・申込期限 令和5年5月31日（水）（定員になり次第締切とさせていただきます。）
- ・主催 熊野商工会議所 ・お問い合わせ TEL 0597-89-3435
- ・共催 熊野商工会議所 商業部会・建設業部会・金融保険業部会
熊野青色申告会

『インボイス制度の実務対策セミナー参加申込書』

FAX：0597-89-3436 熊野商工会議所 行

事業所名		業種（事業内容）	
住所	（〒 - ）		
TEL		FAX	
E-MAIL			
参加者名			

※本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、セミナー開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、セミナー運営等に関する目的でのみ使用します。